

南さつま市立坊津病院における病棟転換について

1 坊津病院の現状について

病床数 44 床 一般病床 13 床 療養病床 31 床(うち介護病床 5 床)

(1)一般病床 13 床 地域一般入院料1 13 対 1 入院基本料を算定

(2)療養病床 31 床

ア 療養病床(医療型)26 床 療養病棟入院基本料の注 11 を算定

イ 療養病床(介護型)5 床 療養型介護療養施設サービス(I)を算定

2 病床転換時期について

平成 30 年度の診療報酬改定により、療養病棟入院基本料の注 11 に規定する病棟(改定前は療養病棟入院基本料2(25 対 1))の算定期間が令和2年3月末までの経過措置となったことから、その期限までに療養病床の転換を行う必要がある。

3 病棟転換の内容

地域包括ケア病床 26 床 + 介護医療院 18 床 = 44 床に転換を予定している。

※ 介護医療院の療養床 18 床は、医療病床に属さないことから、坊津病院の病床は、現在の 44 床から 26 床となり、プラス医療機関併設の介護医療施設 18 床の病院となる。

4 令和元年度の病床転換について

(現状)

一般病床 13 床 + 療養病床 31 床



一般病床 26 床 + 療養病床 18 床

※ 一般病床の増床の理由 ① 効率的な人員配置のために病棟を一つに
② 地域包括ケア病床の基準を満たさなくなった時に、療養病棟では算定できない。
(療養病棟の入院基本料が存在しない)



一般病床 26 床 + 介護医療院 18 床

5 令和2年度以降の病床転換について

一般病床 26 床 + 介護医療院 18 床



地域包括ケア病床 26 床 + 介護医療院 18 床

6 地域包括ケア病床への具体的な施策

- (1) 人員基準における社会福祉士及びリハビリ職員の確保
- (2) 入院基本料の算定基準の確保
 - ① リハビリ提供患者への1人1日平均2単位以上の確保
 - ② データ提出加算の届出(6か月以上の期間を要する)
 - ③ 在宅医療等の提供
- (3) (1)及び(2)の基準を達成後、一般病床 26 床を地域包括ケア病床 26 床に転換